

## こうべ医療者応援ファンドロゴマーク取扱規程

令和2年5月25日

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

### (目的)

第1条 この規程は、こうべ医療者応援ファンド（以下「ファンド」という。）の認知度向上のため、企業等が、ファンドのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を店頭、広告等への掲示等を行うことにより、市民の社会貢献意識を高めることを目的とする。

### (著作権)

第2条 ロゴマークの利用を申請する者（以下「利用者」という。）の手続きに関する事務は、著作権者との利用許諾契約と著作権法第63条に基づき、著作権者に代位して、（公財）こうべ市民福祉振興協会（以下「ファンド事務局」という。）が行う。

### (ロゴマークの利用許諾)

第3条 ファンド事務局は、利用者によるファンドの啓発及び、利用者がその売上の一部又は全部をファンドへの寄付金とする寄付付き商品や寄付付きサービスの企画に対してロゴマークの利用を許諾する。

2 ファンド事務局は、第1条の目的に沿い、かつ次の各号のいずれにも該当しないことを確認のうえロゴマークの利用を許諾することができる。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

### (利用者の範囲)

第4条 利用者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法令等に違反した者又は企業等
- (2) 神戸市から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (3) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員（かつて構成員だった者を含む。）若しくは暴力団関係者の統制下にある企業等
- (4) その存在や活動実態が明確でない企業等
- (5) その他ロゴマークを取り扱う者として適当でないと認められるもの

### (申込み)

第5条 利用者は、別に定める様式により、ファンド事務局に申し込むものとする。

### (許諾)

第6条 ファンド事務局は、前条の規定による申込みがあったときは、ロゴマークの利用に

ついて、許諾の結果を利用者に通知するものとする。

2 ロゴマークについては、別表に定めるロゴマーク及び色指定に従うものとして許諾する。

3 ファンド事務局は、第3条第2項及び第4条に該当すると認められた場合には、直ちに許諾を取り消すことができる。

#### (取り扱いの終了)

第7条 利用者は、自己の都合によりロゴマークの取り扱いを終了することができる。

2 利用者は、前項の規定により取り扱いを終了しようとするときは、書面によりファンド事務局に報告する。

#### (利用者の責務)

第8条 利用者は、ロゴマークの取り扱いに関する一切の責任を負うものとする。

2 利用者は、ロゴマーク等の取り扱いにより第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

#### (費用の負担)

第9条 ロゴマークの取り扱いに要する製作費、設置費等の費用は、利用者が負担する。

#### (協議)

第10条 ロゴマークの取り扱いについて疑義が生じた場合は、ファンド事務局と利用者の双方が誠意を持って協議し、解決を図る。



#### (裁判管轄)

第11条 ロゴマークの取り扱いに関する紛争の解決は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (その他)

第12条 ロゴマークの取扱いは、この規程に定めるもののほか、その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。

(別表)

ロゴマーク	色指定
	青 CMYK : C91% M61% Y0% K0% 赤 CMYK : C0% M96% Y79% K0%
	ハート CMYK : C0% M0% Y0% K60% 文字(「応援」のみ) CMYK : C0% M0% Y0% K81% その他 CMYK : C0% M0% Y0% K100%

附則

(施行期日)

- 1 この規程は令和2年5月25日から適用する。